

○日本育英会支部旅費規程

昭和41年3月28日

達第486号

改正 昭和41年4月30日達第495号

昭和44年6月3日達第541号

昭和45年6月23日達第563号

昭和48年6月26日達第612号

昭和50年12月16日達第651号

昭和54年4月10日達第697号

平成2年5月7日達第839号

平成11年7月21日達第983号

日本育英会支部旅費規程

(趣旨)

第1条 日本育英会の支部の役員および職員が会務により旅行するときは、この規程により旅費を支給する。

(旅費の種類)

第2条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当および宿泊料とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の計算による。ただし、会務の都合または天災その他やむを得ない事由により最も経済的な通常の経路または方法によつて旅行し難い場合においては、その現によつた経路および方法によつて計算する。

第4条 旅費計算上の旅行日数は会務のために要した日数による。ただし、会務のため出張地に滞在した日数および途中天災その他やむを得ない事由により要した日数を除くほか鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルにつき1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の場合において、1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

(鉄道賃等)

第5条 鉄道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、航空旅行には航空賃、陸路旅行には車賃を支給する。

2 陸路旅行とは陸上の旅行であつて、鉄道によらないものをいう。

(旅費の額)

第6条 鉄道賃および船賃は別表第1号表により、航空賃は実費により、車賃、日当および宿泊料は別表第2号表により、これを支給する。

2 航空賃は用務の性質上、支部長が特に必要と認めた場合に限り支給する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律の例による。

附 則

この規程は、昭和41年3月28日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年4月30日達第495号）

この改正規程は、昭和41年4月30日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年6月3日達第541号）

この改正規程は、昭和44年6月3日から施行し、昭和44年5月10日から適用する。

附 則（昭和45年6月23日達第563号）

- 1 この改正規程は、昭和45年6月23日から施行し、昭和45年4月17日から適用する。
- 2 改正後の規程は、昭和45年4月17日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年6月26日達第612号）

この改正規程は、昭和48年6月26日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年12月16日達第651号）

- 1 この改正規程は、昭和50年12月16日から施行する。
- 2 改正後の規程は、昭和50年11月7日（以下「適用日」という。）前に出発し、かつ、適用日以後に完了する旅行のうち適用日以後の期間に対応する分および適用日以後に出発する旅行から適用し、適用日前に出発した旅行のうちの適用日前の期間に対応する分および適用日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年4月10日達第697号）

この改正規程は、昭和54年4月10日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（平成2年5月7日達第839号）

- 1 この規程は、平成2年5月7日から施行する。
- 2 この規程による改正後の日本育英会旅費規程（以下「改正後の規程」という。）及び日本育英会支部旅費規程（以下「改正後の支部規程」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成2年4月1日（以下「実施日」という。）以後に完了する旅行について適用し、実施日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第2号表の規定（着後手当に係る部分を除く。）及び改正後の支部規程別表第2号表の規定は、実施日以後に出発する旅行及び実施日前に出発し、かつ、実施日以後に完了する旅行のうち、実施日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち実施日前の期間に対応する分及び実施日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成11年7月21日達第983号）

この改正規程は、平成11年8月1日から施行する。

別表

第1号表

区分		支給運賃
鉄道賃	役員又は職員	運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には，2等の運賃
船賃	役員又は3等級以下6等級以上の職員	1 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には，中級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には，下級の運賃
	7等級の職員	1 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には，下級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には，下級の運賃

備考

- 1 運賃の等級を設けない線路若しくは船舶による場合においては，その乗車若しくは乗船に要する運賃による。
- 2 鉄道賃には通行税を，船賃には通行税，はしけ賃及びさん橋賃を含むものとする。
- 3 特別急行列車を運行する線路による旅行で，片道100キロメートル以上のものにあつては，本表又は第1号に規定する運賃のほか，その乗車に要する急行料金を支給する。
- 4 急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で，片道50キロメートル以上のものにあつては，本表又は第1号に規定する運賃のほか，その乗車に要する急行料金を支給する。
- 5 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には，本表又は第1号に規定する運賃，第4号に規定する急行料金のほか，座席指定料金を支給する。
- 6 前号の座席指定料金は，普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り，支給する。
- 7 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には，本表又は第1号に規定する運賃のほか，座席指定料金を支給する。

第2号表

車賃，日当および宿泊料

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	
			甲地方	乙地方
役員 (幹事長)	37円	2,600円	13,100円	11,800円

役員（幹事）	37円	2,200円	10,900円	9,800円
3等級又は4等級の職員	37円	2,200円	10,900円	9,800円
5等級以下の職員	37円	1,700円	8,700円	7,800円

備考

- 1 車賃は本表に定める定額によりこれを支給する。ただし、特別の事情により定額の車賃をもってその実費を支弁し難い場合においては、実費を支給することができる。
- 2 車賃は鉄道又は船舶の便がある区間の旅行については、これを支給しない。ただし、用務の性質上鉄道又は船舶により難い場合においては、この限りでない。
- 3 車賃は路程を通計してこれを算出する。路程の通計上1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 日当は日数に応じ、宿泊料は夜数に応じてこれを支給する。
- 5 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行にあつては、会務の都合により宿泊した場合のほかその日当は定額の2分の1に相当する額とする。
- 6 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行にあつては鉄道は4キロメートル、水路は2キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなして前号の規定を適用する。
- 7 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とはその他の地域をいう。
- 8 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 9 水路旅行には宿泊料を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により上陸宿泊した場合は、この限りでない。